

福岡県公報

令和2年5月12日
第 101 号

目次

告示(第420-428号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
 - 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局総務課) 4
 - 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納事務の委託 (自然環境課) 4
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

告 示

福岡県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道		宮 田 竹 線	前	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多343番2先まで	4.8 ~ 20.4	196.8
			前	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多469番1先まで	8.7 ~ 37.7	244.7
			後	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多343番2先まで	6.9 ~ 37.2	204.3
			後	鞍手郡小竹町大字新多541番2先から 鞍手郡小竹町大字新多469番1先まで	6.5 ~ 38.2	215.5

福岡県告示第421号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生400	ひぐち内科クリニック	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10-5	R2・4・1

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
[作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号
福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速度印刷 (電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

福津生77	勝浦クリニック	福津市勝浦3154番2	R2・3・1
朝倉生76	甘木心療クリニック	朝倉市来春150	R2・4・1
福津生歯43	阿部歯科医院	福津市宮司五丁目14-13	R2・3・1
粕生薬181	さくら薬局アーバンモール新宮店	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10-5	R2・4・1

福岡県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
田生歯62	岩崎歯科医院	田川市大字伊田2560-29	R2・1・23

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生59	勝浦クリニック	福津市勝浦3154-2	R2・2・29
福津生歯3	阿部歯科医院	福津市宮司五丁目14-13	R2・2・29
大生歯149	山川歯科医院	大牟田市一部町83-1	R2・2・29

田川生薬50	オリーブ薬局	田川郡大任町大字今任原2465-3	R2・3・1
--------	--------	-------------------	--------

福岡県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大生256	重藤外科医院	重藤内科・外科	大牟田市日出町三丁目1-21	R2・3・1
大生383	坂西内科医院	坂西医院 内科・小児科	大牟田市原山町2-8	R2・3・1
大生歯183	松田歯科医院	まつだ歯科	大牟田市大字手鎌743	R2・3・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生薬49	はなふさ薬局	柳川市三橋町下百町44-3	柳川市三橋町下百町201-6	H30・2・3

福岡県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（

法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
飯生柔106	山田 知弘 (タンポポ鍼灸整骨院)	飯塚市花瀬102-21	R2・3・14
田生柔77	萬谷 義裕 (はろうず整骨院)	田川市大字伊田385-2	R2・3・9
柳生柔38	松本 寛正 (松本鍼灸整骨院)	柳川市大和町豊原601-1	R2・3・24
大野生柔60	立石 世紀 (福岡メディカル整骨院)	大野城市若草三丁目11-21メゾンソフィア1F	R2・3・23
像生柔125	野中 大智 (まつなが整骨院 くりえいと院)	宗像市くりえいと一丁目6-5	R2・3・1
宰生柔57	永田 松太郎 (まっちゃん整骨院)	太宰府市五条一丁目1-1	R2・4・3
直生はき28	高橋 俊子 (頓野鍼灸整骨院)	直方市大字頓野3225-6	R2・2・26
飯生はき28	山田 知弘 (タンポポ鍼灸整骨院)	飯塚市花瀬102-21	R2・3・14
柳生はき9	松本 寛正 (松本鍼灸整骨院)	柳川市大和町豊原601-1	R2・3・24

福岡県告示第425号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春生マ16	田中 吉行 (らいふマッサージ治療院 春日店)	春日市星見ヶ丘二丁目55-15 305号	R2・2・26
飯生柔71	山田 知弘 (鍼灸整骨弘鍼堂)	飯塚市八木山1082-2	H28・6・30
中生柔33	井口 和巳 (岩瀬西整骨院)	中間市岩瀬西町4-20サンヴィレッジ宮園101	R2・2・29
像生柔62	韓 昌寿 (まつなが整骨院 くりえいと院)	宗像市くりえいと一丁目6-5	R1・6・30
糸島地生柔58	丸山 純 (はる整骨院)	糸島市二丈深江547-1	R2・3・2
筑紫地生柔32	北野 拓也 (あすく整骨院)	那珂川市今光四丁目71-1 TOビル101	R2・1・31
飯生はき11	山田 知弘 (鍼灸整骨弘鍼堂)	飯塚市八木山1082-2	H28・6・30

福岡県告示第426号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直生柔35	福永 健一 (頓野整骨院)	福永 健一 (頓野鍼灸整骨院)	直方市大字頓野3225-6	R2・2・26

飯生柔95	土山 仁生 (仁整骨院)	土山 仁生 (リフレ整骨院)	飯塚市潤野933-147	R2・3・6
-------	--------------	----------------	--------------	--------

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生マ36	田崎 修由 (たさきマッサージ治療院)	大野城市月の浦三丁目3-1-204	大野城市牛頸四丁目10-7リバーホーク203	R2・4・1
飯生柔95	土山 仁生 (リフレ整骨院)	飯塚市弁分611-3	飯塚市潤野933-147	R2・3・6
行生柔33	瀬崎 和行 (せざき整骨院)	行橋市西泉二丁目16-13	行橋市西泉三丁目13番22号	R2・3・1
糸島地生柔29	春日 敬 (はる整骨院)	糸島市前原西四丁目14-34	糸島市二丈深江547-1	R2・3・2
大野生はき23	田崎 修由 (たさきマッサージ治療院)	大野城市月の浦三丁目3-1-204	大野城市牛頸四丁目10-7リバーホーク203	R2・4・1

福岡県告示第427号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 西 秀雄
- (2) 住所 福岡市東区香椎二丁目31番12号

2 契約の期間の始期

令和2年4月22日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

福岡県告示第428号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小 川 洋

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3三番町MYビル	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
一般財団法人福岡市市民の森協会	福岡市南区大字松原855番地4	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野1455番15、1455番16、1473番2、1473番63から1473番82まで、1480番1、1480番49、1480番84から1480番88まで、1485番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字久原3632番地
久山町
町長 久芳 菊司

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画道路事業 3・4・38-6号 中央団地川宮線
筑豊広域都市計画道路事業 3・4・38-9号 後藤寺東町線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県田川県土整備事務所 田川市大字伊田4543の1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する

令和2年5月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南二丁目1173番1、1173番7、1173番8、1173番10及び1173番12から1173番53並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町143番地4
株式会社富士開発
代表取締役 小尾 一
福岡市南区桧原五丁目17番36号
森 智宏